

令和5年2月9日
101会議室

令和5年第3回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和5年第3回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年2月9日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時58分

休憩① 午後 2時40分～午後2時43分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小林 章子 小柳 郁美

署名委員 石本 一弘

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建設担当課長 鈴木 信貴 学務課長 杉浦 丘美

指導課長 佐藤 達哉 統括指導主事 片山 伸哉

教育支援課長 鈴木 峰宏 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第3号 令和5年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (2) 議案第4号 令和5年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について
- (3) 議案第5号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 卒業式・入学式「お祝いの言葉」(案)について
- (2) 立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)について

3 その他

令和5年第3回立川市教育委員会定例会議事日程

令和5年2月9日

101会議室

1 議案

- (1) 議案第3号 令和5年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (2) 議案第4号 令和5年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について
- (3) 議案第5号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 卒業式・入学式「お祝いの言葉」(案)について
- (2) 立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)について

3 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただいまから、令和5年第3回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に石本委員、お願いいたします。

○石本委員 承りました。

○栗原教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案3件、協議2件でございます。

その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。

1議案(1)議案第3号、令和5年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、と1議案(2)議案第4号、令和5年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、は人事案件でございますので、非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第3号、令和5年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、と1議案(2)議案第4号、令和5年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、は3その他の終了後に非公開として取り扱います。

次に出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日第3回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山統括指導主事、教育支援課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(3) 議案第5号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 それでは、1議案(3)議案第5号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、議案第5号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

配付資料の概要がございますので、ご覧ください。

3枚目です。立川市立図書館は、多文化共生の観点や外国語図書を多く保有することなどから、外国籍の方については居住地を問わず、一律でサービスを提供しております。そのため、利用できるサービスの内容について、市外に居住する外国籍の方と、立川市の隣接している市になります相互市外居住登録者(相互利用協定を結んでいる市の市民)との間に乖離が生じております。このことから、従来の相互市外居住登録者と市外に居住する外国籍の方を「市外登録者」として規定し、サービスの内容の不均衡を是正し、明文化することとし、立川市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

改正内容及び利用できるサービス内容については記載のとおりでございます。

資料の新旧対照表をご覧ください。2枚目になります。左側が改正後、右側が改正前となっております。また、改正した部分につきましては、下線が引かれております。

主要な改正箇所をご説明いたします。第4条、個人登録の手続につきましては、（以下「市内登録者」という。）を追加するものであります。

飛ばしまして、第20条、利用者の資格につきましては、「に掲げる者であることにより」を、「又は市外に居住する者のうち、同項第3号の定めにより」として、相互市外居住登録者を「市外登録者」にそれぞれ変更するとともに、新たに、「ただし、館長が特に必要と認めるときはこの限りでない」を追加するものであります。

裏面をご覧ください。別表第14条関係です。貸付限度につきましては、利用者の資格を市内登録者と市外登録者に分けるものでございます。

表面、1枚戻りまして、新旧対照表になります。

1枚目の中段、第15条は、文言の整理を講じております。

説明は以上です。よろしくご審議くださりご承認いただきますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 すごく感覚的な質問ですけれども、外国の方で図書館を利用していらっしゃる方はどのくらいと言ったらおかしいかもしれませんけれども、利用が制限されると困るという方がかなりいらっしゃるのでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 1月11日現在での調査によります。外国籍の登録者は本市におきましては104人いらっしゃいます。そのうち相互利用の協定市、東大和市とか国立市とか、福生市とかの隣接にお住まいの登録者がそのうち87人、あとはそれ以外の例えば23区に住んでいる方とか他の道府県に住んでいる方につきましては17人いらっしゃいます。

現在、このサービスを適用している方が2人おりまして、その方につきましては本市図書館のほうで丁寧な説明をいたしまして、サービスの適用の均てん化、水準の統一化という観点から規則を改正したということと、あとはお住まいの図書館で同様のサービス、リクエストとか予約とかは受けられますので、サービスの低下、その人が著しく不利益を受けるということはないと認識しております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。

外国籍の方が利用できるというのは、多分とてもありがたいことなのかなというふうに思っております。第20条第1項で、図書館長の権限でということが言われていますので、今まで利用されていた方が不便のないように配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

石本委員。

○石本委員 お尋ねいたします。

15条のところですか。改正前は教育委員会が指定する。今度はただ委員会とあります。この委員会は、どういう位置づけのどういうメンバーになるのでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 この施行規則の中で教育委員会のことを「委員会」というようなことで置き換えております。ここがたまたま教育委員会という名称になっておりまして、今回の規則改正の中で発見されたもので、改めてここで修正するものとなります。

以上です。

○栗原教育長 確認しますが、教育委員会の「教育」という文字が取れたのですけれども、意味合いとすればこれは教育委員会を指しているということです。

私のほうから、池田図書館長に1点だけ補足をお願いしたいのですが、本市のように相互利用の市でもなく、ほかの市に居住している外国籍の方が自由に図書館を使えるという立川市と同じようなことをやっている市、図書館はほかにはあるのでしょうか、そこを教えてくださいいただけますか。

池田図書館長。

○池田図書館長 私たちが調べたところによりますと、例えばもともと外国籍に限らず、日本に居住しているどなたでも本が借りられるサービスを行っている自治体が、26市の中でも例えば小金井市とかありますので、そういった事例を除きますと、外国籍の方に特化して市内の方と全くの市外の外国籍の方が同じサービスを受けているということについては、私たちが都内23区26市を調べましたらありませんでしたので、影響はないのかなと思っております。

○栗原教育長 ほかよろしいですか。

小柳委員。

○小柳委員 この規則を改正することで外国籍の方がより図書館を使うことになると思うんですけれども、外国籍の方ですから、日本語を全員がしゃべれるわけではないと思います。例えば本を返してくれなくて、電話連絡をするときがありますよね。そのときに日本語が通じない場合はどうするかと思ったんですけれども、その場合はどうでしょうか。

○栗原教育長 外国籍の利用者とのコミュニケーションのことということです。

池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 まずは、はがき等で督促しまして、それでもお返しいただけないという方につきましては電話連絡させていただくことがあります。図書館員の中では英語が堪能な職員がおりますので、そういった方につきましては英語で連絡することもあります。ただ、多言語で、ポルトガル語とかドイツ語となりますとなかなかしゃべれる職員もいませんので、また、そういったようなケースの場合は庁内の関連部署の職員と相談して対応したいと思いま

すけれども、今のところ、そういった事例がありませんでしたので、そういった事案が生じた場合には対応を考えることといたします。

以上です。

○栗原教育長 少し補足をしますと、やはり庁内の窓口にも様々な言葉をお話する方が訪れて、窓口でコミュニケーションを取りづらいということもあるので、英語に限らず、ほかの言語を話すことができる職員を登録しています。その職員がいつも市民課にいるというわけではなくて、他部署にいても、もしそういう方が来たときには助っ人で、そこでコミュニケーションを取るというようなことや、ICTのツールを使った中で、日本語をその言語に翻訳をする、相手の方の言葉を日本語に、これはテキストになると思うんですが、変換するというようなことでコミュニケーションを取るようしております。

小柳委員、よろしいでしょうか。

○小柳委員 はい。

○栗原教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第5号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第5号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 卒業式・入学式「お祝いの言葉」(案)について

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)卒業式・入学式「お祝いの言葉」(案)について、に入ります。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 では、協議案件、小中学校の卒業式・入学式の「お祝いの言葉」(案)について、ご説明をさせていただきます。

この内容につきましては、令和5年第1回教育委員会定例会においてご意見をいただきましたので、それを踏まえて修正案を作成したところでございます。

主な修正内容は、保護者に向けた文言を後ろにそろえたほうが良いということやこれまで経験したことがない厳しい状況を乗り越えてきたことをたたえる文言を入れたほうが良いということ、また、悩み、困ったことを伝えてもらいたいなどご意見をいただきましたので、そういった内容を盛り込み、文全体の流れを整えるとともに、細かな文言についても修正を行ったところでございます。

そのような中で大変恐縮ですけれども、お配りした資料について1点修正をお願いしたい

と思います。

お配りした資料の2枚目、中学校の卒業式の文面になりますけれども、3つ目の段落で、「世界に目を向けると」というところから始まる文章ですけれども、「この冬はサッカーのワールドカップがカタールで開催されました」とありますが、この「カタール」という文言を、「この冬は」の後に持ってきて、「この冬はカタールでサッカーのワールドカップが開催されました」に修正させていただきたいと思います。と申しますのも、その前の小学校の卒業式と同じ文章があるのですけれども、ここがそろっていなかったことに気がつきまして、改めてここで修正をさせていただきます。

また、形式等についても、いただいたご意見を踏まえて調整いたしまして、レイアウトについては、本日お配りした資料のとおり、読みやすく、親しみやすいA4縦型で、横書きに作ること、フォントは丸みを帯びたHG丸ゴシックを使用すること、イラストなどは特に入れずに、手を止めて見てもらえるように春らしい桜色の紙に印刷をして、配布は会場の入り口で保護者に手渡す学事報告書等の資料等もございますので、それと共に配布することをご提案させていただきます。

今申しました桜色の紙は手元に見本を作りましたけれども、こういった紙で、白の紙と合わせると目立っていいかなと思っております。

本年度いろいろご意見をいただいて作成したこれらの文案につきまして、今後の「お祝いの言葉」の基本的なフォーマットが作成できたというふうに考えております。来年度以降は本年度のスタイルを基に、また改めて文案等をご協議いただくよう考えております。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員。

○石本委員 2つあるんですけれども、1つは小学校卒業式、3つ目の段落、「さて」で始まりますけれども、多分、この「さて」は不要なのではないかと思っています。というのは、例えば2段目の段落の最後ですか、心を動かされる場面が出てきていて、その後で、「学校の中で感動があって、新たな感動をつくり出して」と、感動という言葉でずっとつながっているので、わざわざ「さて」を入れる必要はないのかなと思いました。

それから、最後に、中学校の入学式ですけれども、ここでも3つ目の段落ですか、「また」とありますけれども、2番目でも中学校生活について語られて、さらに「中学生時代は、成長とともに」となっているので、文章はそのままつながっていくのかなと思いますので、ここでも「また」は不要かなというふうに私は感じています。

それから、新型コロナウイルスの収束の見通しはまだまだ不透明と、横表記で、平仮名でつながっているので読みづらいかなと思ったので、「見通しは」の後に点がつくと、小学生、中学生なので読みやすいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○栗原教育長 今3点、石本委員からご指摘がありました。小学校卒業式の3段落目の「さて」、それと中学校入学式の、これもやはり3段落目ですね、「また」、それとその後点に点を1か所打ったほうが読みやすいだろうということです。

これに対する答えを、杉浦学務課長お願いします。

○杉浦学務課長 ご指摘、ありがとうございます。

接続語というのでもここではなくても文面がつながるかと思しますので、ご指摘いただいた「さて」や「また」を取ってもよろしいかと考えております。

また、一度に丸々文がつながるといっても非常に長く感じますので、そこについても点を加えることがよろしいかと思しますので、そのようにさせていただきたいと思します。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 この件では何度も検討してもらいまして、最終的にいいものができたんじゃないかなというふうに思っております。今保護者の皆さんにこれを直接お渡しするという話がありましたので、私は今まで子どもたちにと考えていたんですけれども、保護者となると、やはり最後に保護者の皆様が出てきて、保護者が読んで、子どもにこれは教育委員会からの「お祝いの言葉」だよというふうに説明して渡すという状況を思い浮かびましたので、この形式でよかったのかなというふうに思いました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。2協議(1)卒業式・入学式「お祝いの言葉」(案)について、は、一部修正の点もございますが、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(1)卒業式・入学式「お祝いの言葉」(案)について、は承認されました。

◎協 議

(2) 立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)について

○栗原教育長 続きまして、2協議(2)立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)について、に入ります。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

○鈴木教育支援課長 立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)についてご説明申し上げます。

お手元の資料でございますが、A4で1枚と、ガイドライン(案)ということでステープラー留めのものがございます。そちらを踏まえてご説明を差し上げたいと思します。

まず、A4の資料、こちらは両面になります、をお出してください。

最初に目的がございます。目的に関しましては、年々全国的に増えている医療的ケア児の環境が変わってきているというところから入りまして、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、同年9月に施行されました。こういったことを踏まえながら、医療的ケア児の法におきましては、国や地方公共団体等について体制の充実を図るということが求められてきているという状況がございます。

今回、このガイドラインにつきましては、立川市立学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、適切な医療的ケアを実施し、そして学校生活が安心して送れるように、今後、基本的な考え方を示すガイドラインとして今回お示しさせていただいております。

続きまして、これまでの経緯でございます。

これまでの経緯としては、平成31年度に「立川市医療的ケア児支援関係者会議」というのが、学識経験及び保健医療関係機関等、こういった方々で構成しまして、この方々との協議の中で、学校と保育園のガイドライン策定の必要性が導き出されました。これを踏まえて、実際いろんな意見をいただいております。

3番目に移りまして、医療的ケアとはということでございますけれども、この医療的ケア児法では、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為をいうことが示されてございます。実際に立川市の実績として、①のたんの吸引から始めまして血糖値の測定まで、こういった事例がございます。

裏面をお開きになってください。

4. ガイドライン(案)の構成でございますけれども、7つの項目からなっております。このことにつきましては、この後のガイドライン(案)の中で具体的にお示しさせていただきたいと思っております。

飛ばさせていただいて、5の今後の予定でございますけれども、このガイドライン(案)と関係する要綱がございます。これについては、令和5年4月から施行というふうに進めていきたいと考えてございます。

では、ステープラー留めの(案)のほうをお出してください。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。

まず、本ガイドラインの目的でございますけれども、先ほど申し上げましたように立川市の小中学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な子どもたちが安心して学校生活を送れるように基本的な考え方を示してございます。

2番目でございますが、2の学校における医療的ケアの範囲でございますが、これは医療的ケアの定義がございますので、一般的な捉え方ということで記載されております。

(1)に移りまして、学校における医療的ケアの内容でございますけれども、実際に学校における医療的ケアは、保護者の依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後に、必要な手続を経て実施するというようなことがございます。また、体調の変化等によっても休

止、中止ということが記載してございます。

(2)のところで、学校における医療的ケアの実施者でございますが、こちらは医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会が学校看護師（医療的ケア看護職員）、これは法でこういった名称になっていますので括弧書きで記載してございます。実際に学校看護師が医療的ケアの実施を行うというところでございます。学校看護師以外の教職員は医療的ケアを行うことができませんというふうに書いてございます。

また、2ページ目に移っていただきまして、3の対象者でございますけれども、こちらは最初に、一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また、症状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要ということが前提条件でございます。

その後、学校で実施する対象者に関しては、受入れ可能というところが教育委員会で判断ができたこと、保護者の合意した医療的ケア児ということで考えてございます。

また、どうしても学校設備や支援の体制から通学区域とする学校での受入れができない場合がございます。そういった場合は受入れ可能な学校への指定校変更等による就学を検討しますということでございます。

続きまして、実施の手続でございます。こちらは(1)のところで書いてございますが、学校における医療的ケアの実施の依頼をしようとする保護者は、教育委員会に相談（入学に向けては就学相談、その他の場合は教育支援の相談）を経て、就学支援等検討委員会等での審議結果による支援等に関する教育委員会の提案を受けることが必要となります。実際の手続は要綱等がありますけれども、こういった流れがございます。

あと(2)のところに合意形成のやり方がございます。

合意形成につきましては、当然保護者のほうから医療的ケアの希望が出された際には、そこにつく教育課程、教育内容、そして自立に向けた指導内容を十分説明をさせてもらいながら、主治医等の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて教育委員会が説明し、理解を得られるようにしていきたいと考えてございます。

3ページのほうに移っていただきまして、先ほど触れましたけれども、就学相談等のフロー図でございますが、こちらは保護者から教育委員会への申込みから始まりまして、実際の面談であったりとか、発達検査であったりとか、あとは就学を予定する学校の見学等、あとこちらの就学・転学支援部会という部会がございます。これは就学支援等検討委員会、この委員会になりますけれども、そこに委員会があつて、そして運営委員会である検討委員会を経て、教育委員会の提案になるという形になります。これを示しております。

その構成に関しては、米印でありますけれども、こういった方々が構成しているというところでございます。

3ページ下に5の実施体制でございます。

(1)指導医の委嘱でございますが、指導医は、教育委員会のほうが指導医に委嘱をします。指導医の方は、主治医からの指示書（情報提供書）に基づき、学校における医療的ケア実施

に関する総合的な判断を行うということになります。

4ページをちょっと見ていただけますでしょうか。

(2)校内体制の構築でございます。実際、この医療的ケア児の対応を進めていくのに、校内で学校医療的ケア委員会というのを構築します。これは下のボックスでございますような構成員になります。大きい囲みと、中に小さい囲みがあるかと思えますけれども、中の小さな囲みは、基本的にここに8人いると思えますけれども、こういった方々が実際にケア委員会を行う。また、主治医、指導医、学校医等、この助言とか、そういったことをします。これを年二、三回開催していきたいと思っています。

こういったところで、いろんな検討事項を踏まえながら、こういった委員会を開いていくように考えてございます。

続きまして、5ページ目の真ん中の(3)の医療的ケアの個別のマニュアルの作成でございます。

当然、医療的ケア児の事業を行っていく中では個々に応じた個別のマニュアルが必要になります。このマニュアルについては学校看護師の作成が求められています。当然、そこにはいろんな方が介在しながら進めていきますけれども、保護者のほうの確認も行っていきます。

続きまして、6の学校の医療的ケアの実施に当たっての役割分担でございます。

まず、最初に、教育委員会のほうから、ガイドライン等、要綱とか、実施の決定とか、予算措置の問題であるとか、指導医の委嘱とか、こういったことに携わっていく予定でございます。

また、6ページのところで、教育委員会の最後に、関係機関との医療的ケア児に関する連携ということで、実際、医療的ケア児のお子さんが来るときに、例えば保育園に在園中であるということがございますので、そういった情報等について連携を取っていくためにこういった取組もさせていただきます。

続きまして、(2)の学校でございます。

学校のところでは、管理職の役割、全ての教職員の役割、そしてウのところで、養護教諭、特別支援教育コーディネーターの役割、7ページに移っていただきまして、学級担任、そして介助員がおりますので、介助員ということでございます。

そして(3)に保護者ということで、保護者の役割を書き込みます。

8ページに移っていただきまして、(4)主治医、(5)指導医、(6)の学校看護師(医療的ケア看護職員)の役割がございます。

9ページになりますけれども、(7)学校医が出てきます。

最後になりますけれども、7番の安全管理ということで、当然緊急時のマニュアルの作成をしないといけないということで、緊急時マニュアルの作成について、あとヒヤリハットの事例共有ということで、そういった事象も含まれた対応をすることもございます。そういったところを教育委員会に報告してもらおうということで共有化していく。あと実際に残念ですけども、事故が起こってしまった場合は速やかな対応、報告、あとは経過記録、再発防

止という形を記載させていただきます。

このガイドライン(案)につきましては、こういった7つの項目を踏まえて、この4月から施行していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

これだけ大変なことをよく丁寧に規定できるんだというふうに感じました。本当にありがとうございます。

ただ、1点だけちょっと心配なのが、学校看護師ですか、医療的ケア看護職員、例えばこういうご希望が出た段階で募集すると、時間的だとかいろんな問題がありますので、当然、いわゆる常勤の職員ではなくて、非常勤の職員という形になるのではないかと思います。ただ例えば転校とか、それから、卒業とかに応じて支援がなくなったときにはまた職を失ってしまうような形になるのでしょうか。いろんなケースがあると思いますけれども、もしある程度の状況が分かっていたら、教えていただければと思うんですけれども、いかがですか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 学校看護師の確保というのはなかなか難しいことも認識してございます。

我々が想定しておりますのは、委託という方法で、そういった看護師さんがかなりいる会社さんのほうに対応していただきたいというふうに考えております。ただ、それも事行かないということもございます。過去の事例でございますが、いわゆる会計年度任用職員という形で採用という形ではなくて、そこを何人も充足をしながら対応していくということも考えられると思っております。

ただ、実際にはこういうご希望がある中、応えていかななくてはいけないということでもありますので、そういった人的な確保ということは当然念頭に置きながら、考えていきたいと思っております。また、早めにそういった確保が必要という捉え方があると思うので、そういった希望を持たれる方というのは早く情報をいただくということも必要かと考えています。そういったことで対応できたらというふうに思います。

以上でございます。

○栗原教育長 今、鈴木教育支援課長のほうから説明があった委託の場合は、訪問看護ステーションではなくて、ほかに委託するという形もあるのでしょうか。私からの質問になります。

鈴木教育支援課長、お願いします。

○鈴木教育支援課長 当然、訪問看護ステーションを考えてはいます。ただ、それがもしなければというのは、活路が見いだせるか、分かりませんが、そういったことも考えていく必要が起きる可能性はあるという認識でおります。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

石本委員。

○石本委員 幾つかあるので、区切ってご質問したいと思います。

最初に、今、学校看護師のことがありましたので、学校看護師についてお尋ねしたいのですけれども、例えば当該のお子さんが毎日通う場合もあれば、お子さんによっては毎日ではないお子さんがいますよね。毎日のときには毎日同じ看護師と想定されているのでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 まず、委託という訪問看護の場合は、人が代わる可能性があるという認識であります。あとそこが立ち行かない場合も、仮に職員の看護師さんという資格の方をお願いするということになると思うんですけれども、そうするとどうしてもお休みの関係であるとか、いろいろ諸事情があるかと思しますので、ローテーション的なところもあるということなので、必ずしも毎日同じ方ということになるということは難しいというふうには考えてございます。

○栗原教育長 答えとすれば、複数の対応が現実的だということになります。

石本委員。

○石本委員 次の質問になります。

4ページになりますか、学校医療的ケア委員会の構図が上のほうにあると思うんですけれども、必要に応じて主治医あるいは指導医を招くことも検討する、学校医療的ケア委員会の開催について、必要に応じてそういう学校医に助言をもらうということが想定されていますけれども、医療現場の先生方もそうそうこちらのニーズに応えられるのかどうか、なかなか困難かなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 とりわけ主治医さんのほうは厳しいのかなというふうに思います。指導医さんに関しては実際に委嘱をしておりますので、委嘱の中でそういったことの部分というのは依頼ということにはかけられる可能性はあります。ただ、当然、医師の方でございますので、仕事をしている中でなかなか厳しい時間があるという認識がございます。けれども、基本的にはこの中の囲みの方々に話をしてもらって、あとは書面等のやり取りの中で対応してもらうとか、メール等ということも想定されると思うんですが、そういったところが現実的なところなのかなと思っております。

○栗原教育長 石本委員。

○石本委員 そうしますと、学校看護師、医療的ケア看護師を含むパフォーマンスというのではないですけれども、お仕事がかなり、この方が例えば学校側への説明、ドクターも、例えば主治医と、それから指導医と両方います。両方からいろんな指示が出たり、こういうことをすればと書いてあるものが出るわけです。解説する役割になると思うんです。結構ドクターの指示書は分かりづらくて、読みづらくて、その看護師さんの力量がとても求められるな

という、必要ということなののでしょうか、それを今感じています。

それから、3ページに記載のことについては最大限の努力が必要かなというふうに思っています。

5ページのところで、ちょっと質問です。校外活動への参加のときに、個別のマニュアルを作る、それは所定のところにきちんと保管しますよということが書いてある。介助員とかというのが出てくるんですけども、例えば知的な障害を抱えるお子さんの介助員とこの医療的ケアの介助員って、私は役割の理解が大分違わなければいけないのだろうなというふうに思っているんですけども、そういった人たちが、場合によっては学校看護師さんが説明しながら、ここにありますよということに、学校の中に所定の場所に保管するんですけども、校外活動のときもそうなんですか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 これは校外活動に参加の際はというところではあるのだと思うんですけども、所定の場所というのは、持ち出しをするという、そういう趣旨のご質問ということでよろしいですか。ちょっと確認だけさせていただきます。

○栗原教育長 石本委員。

○石本委員 校外活動の際にも、所定の場所という決めた学校の中のしかるべき場所という意味なんですかというご質問です。

○鈴木教育支援課長 今、委員ご指摘のとおり、学校のしかるべき場所というのは固定しますので、そこに置くという理解でございます。

以上です。

○栗原教育長 石本委員。

○石本委員 3ページに就学相談等フロー図というのがございます。知的な障害を抱えるお子さんであるとか、特別支援を要するであろうという子たちをこのような形で就学相談を進めていますよね。基本的にはこういう形になるのだろうなと思っているのですけれども、私は、医療的ケアが必要なお子さんの場合については、もうちょっとただし書きではないのですけれども、例えば保護者から要請があつて、保護者と面談をして、およその様子を観察する、例えばこれは誰がするんですかとか、次の発達検査もありますけれども、医師との相談は、医師とはどなたなんですとか、就学する予定の学校の見学をしたり、学校・就学前の施設での、当然そのお子さんの様子も観察しなければいけませんけれども、それはどなたがやるんですかということが、いわゆる発達障害のお子さん、医療的ケアのお子さんというのはさらに命がかかっているということが大いにあり得るわけで、そういう場合の医療的ケアについては、下に就学支援等検討委員会のメンバーとか書いてありますけれども、もう少し、プラスしてこういう人たちが行動を観察しますよ、こういう人たちが保護者とも相談しますよというようなことが欲しいなというふうに私は感じているのですけれども、いかがでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 今ご質問があつたところで言いますと、行動観察に誰と誰が行くのかと

ということですが、いわゆる就学相談員が遊戯室等でお子さんの様子を見学させてもらうという形にはなりません。また、医師の相談に関して言うと、発達検査のところの部分があるんですけども、かかりつけ医がある場合とない場合とか、そういったところ、かかりつけ医がある場合の医師の所見とかというのがあります。ない場合は子ども未来センターに教育委員会のほうから依頼して医師に来てもらって実施を行うとか、こういった手続のことがございます。

実際にそういったところをまた文言上落とし込んでいくという形をどう捉えるかというのがあるかと思うんですけども、やはりガイドラインの方向性を示すものという捉え方で考えておりますので、どこまで細かいところまで示していくかというところの判断があるかと考えています。ですので、まずはこういった言葉の部分をフローということで、こういう流れでいくということをお見せしていくことが肝要かなというふうには考えております。ただ、今回、委員のほうからそういった話を伺いましたので、また検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○栗原教育長 石本委員。

○石本委員 すみません、加えてですけども、お子さんによっては発達検査が必要でない場合もあるんじゃないかと思うので、そういうことも含めてご検討いただけるとありがたいなというふうに感じています。

以上です。

○栗原教育長 ご意見、ありがとうございました。

今、石本委員からの意見については、私もこれを確認するときに、これを誰がやるのかという主語がしっかりと分かるようにしたほうがいいということで鈴木教育支援課長とも調整した部分ですが、まだ一部不明確なところがあれば、それは修正をし、誰が行うのかというのはすぐ分かるようにしたいと思います。ご指摘、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 ガイドラインを作成していただいていますけれども、過去に「立川市で実績のあるものは」というふうに1ページに出ています。あ、そういうことがあったのだと私は知ったんですけども、過去の事例というのは、今、資料みたいな、データみたいなものはあるのでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 私のほうでつかんでいる情報という形にはなってしまうので、資料としてお出しできるものはないのですが、口頭でお伝えはさせていただきます。

実際、過去10年くらいにわたっているんですけども、3名の方がおりました。小学校が2名、小学校から中学校へ上がって1名ということで3名ということになります。小学校の方々はまだ卒業されていて、また都立の学校へ行かれたという経緯がございます。中学校のお子さんは今通っていらっしゃるという状況ではございます。

ただ、そういったところの実績の中で、これは①から⑥まで書いてありますけれども、そのお二方が①から⑤のところにも当てはまるとか、複合的になっております。あとは胃ろうの方もいらっしゃるけれども、そういったところの実績ということは一応つかんでいるところでは3名ということでございます。

以上です。

○栗原教育長 小林委員。

○小林委員 せっかくそういう事例があるのでしたら、何か資料があると、今後にも生かせるのではないかとというふうに思いますので、これからも新しい事例は資料として保存できたら、今後に生かせるのではないかとというふうに思いました。

それから、医療的なケアが必要なお子さんたちはお家の中で閉じ籠もった生活をもしかしたらしているのではないかと思いますし、そこで学校に行けるというのは本当に本人にとっても幸せなことだと思いますので、ぜひ受入れ体制をしっかりしていただかなくてはいけないのではないかとというふうに思います。

それで、6ページのところに、全ての教職員の役割として、最初に医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解というのが出ています。医療的ケアが必要なお子さんが学校に来て、その学校全体の中での意味を理解するということがとても大事かと思うので、改めてここに教育的な意義というのが何かというのを教えていただきたいと思います。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願いします。

○鈴木教育支援課長 基本的に医療的ケア児が学校に来るというところの部分の前提というのがあります。その対応に関するところの理解というところがまず入ってきますけれども、実際に学校に医療的ケア児が来ることによって、そこに対する子どもたちの捉え方に関することについても有意義な話もございます。やはりそういったところを、医療的ケア児の方が当然いるということが前提で、その子がいることによる広がりですね、そういったところの受け止め方というのを認識していただくことが重要かと思っています。私のほうでは、そういった医療的ケア児がいることによって、そこに対する理解を高めてもらえると思っていますので、そういったところが意義なのかなというふうに私はそう受け止めております。

以上です。

○栗原教育長 片山統括指導主事から、少し補足をお願いいたします。

○片山統括指導主事 教育的意義ですので、もちろん医療的ケア児について理解をすること、そして教職員ですので、子どもたちに理解をさせること、それがまず大きなポイントだと思っております。

それに加えて、医療的ケア児ができることもあれば、できないこともあります。ですから、できることはみんなと同じように学習したり学校生活を送ったりすることができますし、できない部分についてはサポートをしてできること、また、サポートしてもできないこと、ではサポートしてもできないことについては代わりにどんなことをしていこうかというところを一緒に考えていく、そういった教育的意義というふうに認識をしております。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

小林委員。

○小林委員 本人だけではなくて、周りの子どもたちに及ぼす影響も大きいと思います。それを、ぜひいい影響にさせていただきたいと思います。先生方、周りの大人たちはとても大変なことかと思いますが、教育的な意義を忘れずに努めていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○栗原教育長 石本委員。

○石本委員 先ほどの片山統括指導主事のお話にあったことですが、私もかつて脳性麻痺のお子さんを受け入れたという経験がありますので、さらに重度な方も、当然ですが、今後受け入れるということが出てくるかもしれません。

過去の私の経験ですが、当然、学校は事前の準備が必要です。ある日突然というわけにはいきませんので、施設の問題だけではなくて、当然受け入れるクラスの子どもたちにも理解を図らなければいけないし、先生方も当然そうなんですけれども、子どもたちがまず変わっていきます。クラスの仲間が一人増えるということなので、お互いの理解が深まっていく。そうすると受け入れたお子さん自身がまず元気になっていきます。それから、クラスの子たちにも理解が進むので、これは大きな心の成長を伴うこととなります。クラスが変わります。そうすると親御さんも大きな喜びを得ることができます。通わせてよかったなということです。その姿を見て学校が変わります。私は必ずそうならなければいけないと思います。ですから、手厚い、丁寧な受け入れをしっかりと準備をして行う、そういうことなんだらうなというふうに思います。

感想を申し上げます。以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 もう1点、今の6ページのところで、管理職とか、学校の中での環境の整備というところで、現実問題として、今立川のどこの学校でも受け入れることが可能なんでしょうか。それとも例えば多少遠くなるけれども、ここの学校のほうが大規模改修とかで整っているから、そちらに行っていただくとかということが現実問題としてはあるのでしょうか。その辺は全ての学校で可能なかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○栗原教育長 片山統括指導主事。

○片山統括指導主事 子ども一人一人の状況に即して地域の学校に行けるのか、別の学校に行かなければいけないのかということは想定しています。例えば以前の、これまでの経験ですと、ストレッチャーに常時乗る必要がある子どもについては、階段昇降機などは使えないということが考えられますので、例えばエレベーターがある学校にご案内するといったことは考えられます。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小柳委員。

○小柳委員 初歩的な確認になってしまうと思うんですけども、この医療的ケアを受ける児童というのは教室で過ごすということで合っていますか、これは質問です。

○栗原教育長 では、最初にその点について、片山統括指導主事。

○片山統括指導主事 基本的にはほかの子どもたちと同様に通常の学級で学校生活を送ることになります。

○栗原教育長 小柳委員。

○小柳委員 そうなると、担任の先生とか、看護師さん、医療ケアする看護師さんもいらっしゃると思うんですけども、ほかの子が間違っ何か装置にぶつけちゃって、取れちゃったとか、そういったことに常に気をつけなければいけないと思うので、医療的ケアが必要なお子さんと保護者の方はもちろん学校に行かせたい、行きたいという思いはあると思うんですけども、先生たちの気にかかることがとても増えてしまって、すごく先生たちがたくさんお仕事が増えてしまうのではないかとこのことを心配しています。先生たちが不安がっているところは話を聞いてもらって、ヒアリングをたくさんして、先生たちが不安のない状態で受け入れてもらえるといいなと思います。すみません、これはリクエストです。先生たちの不安を取り除く努力をしていただきたいと思います。

もう1個質問があるんですけども、5ページですが、医療的ケア個別実施マニュアルの作成に関してなんですけれども、これは何か様式はあるのかというのが気になりました。それぞれの児童に対してそれぞれがオリジナルで書いてしまうと、結局どこを気をつけていいかとか分からないと思うので、これはフォームがあって、誰もが気をつけなければいけないところを共有できるように定めたほうが分かりやすいんじゃないかと思いました。

以上です。

○栗原教育長 1点目は、担任の先生の不安を取り除くために行うべきこと、2点目は医療的ケアの個別マニュアル、これは統一した様式があるかどうかです。

これについては片山統括指導主事、お願いします。

○片山統括指導主事 最初の教員の不安なんですけれども、まさにおっしゃるとおりで、そのために事前に、ガイドラインでいう4ページの校内体制の構築の図があると思うんですけども、この図に即した形で、保護者の方に、もしくは主治医の方からの指示書を踏まえて、子どもの状況を共通認識し、どの部分についてはどう対応するのかといったところは入学する前に丁寧に共通認識を図るところは努めていきます。

その中で構成員に教育委員会が入っていますので、教育委員会の元都立特別支援学校の教員で、そういった肢体不自由児とか医療的ケアの指導に当たった経験のある教員もいますので、そういった専門的な知識を持った者からのアドバイスということはできますし、主治医や指導医のほうからも具体的なアドバイスというところで事前にもらって共有を図るという

ところ、あとは役割分担ですね、この部分は教員がケアしなければいけない、この部分は看護師がやる、そういったところの役割分担を事前にはしていく必要があるというふうを考えております。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 2番目の個別マニュアルのフォーマット化のお話があったかと思えます。こちらにつきましては、実はこういったマニュアルについては過去の事例もあることはあります。多分、委員ご指摘のように読む方が見やすい環境というのを整えなくてはいけない、当然そういった認識を持たなくてはいけないと思えます。ただ、個別マニュアルでございますので、個々その子に応じて違いがございますので、そこについての対応をくみながら作っていくことを考えておりますので、そういったところで対応していきたいと思えます。以上でございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 今のマニュアルですけれども、学級担任及び学校看護師、介助員が所定の場所に保管というのは、これはそれぞれの方が自分の所定の場所に保管するということでしょうか。1部が1か所にあるということでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長。

○鈴木教育支援課長 こちらは共有化をしていくので、基本的には1か所に置いて皆さんが見られる環境を整えていきます。それぞれが持つということは想定してございません。以上です。

○栗原教育長 小林委員。

○小林委員 すぐに見られるように、自分の近くにあったほうが良いような気がするんですけども、そしてデータになっているといいかなと思うんですが、多分個人情報の関係で無理なのですね。

あと、やはり一番心配なのは安全管理です。リスク管理ということだと思うんですけども、個別マニュアルと同じように、緊急時のマニュアルというのは見本みたいなものはあるのでしょうか。

○栗原教育長 緊急時マニュアルについて、鈴木教育支援課長、お願いします。

○鈴木教育支援課長 こちらにつきましては、校区の学校によって避難経路が違ったりとか、いろいろ問題があったりとかするので、そこについては学校サイドの部分というのが重要かと思っております。その部分の対応、当然、委員のご質問の中でいうと、医療的ケア児の急変の関係もあるという理解もあると思っております。ですので、そういったところと、やはり医師等のご意見等も勘案しなければいけないところがございますので、そこを複合的な対応で考えていきます。ただ、緊急時マニュアルに関しましては、決められた学校が示されているわけではないのですが、先ほど小林委員に申し上げた個別マニュアルと同様に、きちんと見えやすい環境、そして読みやすくしていくということは重要だと考えていますので、そうい

うことはきちんとくみしながら作っていきたいと思っています。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員。

○小林委員 ゼロから作り上げるのは大変かと思いますが、いいものができますように期待しております。よろしくお願いします。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 もう1点だけ、先ほどから石本委員がおっしゃったように、こういう子どもが校内にいることというのはとても子どもたちのためになること、ですから、例えばいろんな要素を持った人間が、すみません、偉そうなことを言って申し訳ないですけども、例えばいろんな可能性を持った人がいるとか、いろんな病気をを持った子どもがいるということが、なかなかふだんの中で受け入れられないというか、そういうことを認識できない子どもたちが、こういう子どもたちが自分の隣にいることよっての価値観というのはものすごいものがあると思うんです。ですから、石本委員のおっしゃったように、周りや学校がどんどんよくなっていくということは本当に事実だと思っているので、そのためにいろいろご苦労はあるとは思いますが、その辺を頑張ってしていただければということで、お願いという形になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 様々ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。文言は、分かりやすく修正をするということを含めてでございますが、協議(2)立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)について、は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(2)立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン(案)について、は承認されました。

次に、その他に入ります。

その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 その他はないようでございます。

続きまして、1議案(1)議案第3号、令和5年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、に入ります。

会議の冒頭で本案件については非公開として取り扱うことと決定しております。

大変申し訳ございません。傍聴の方はご退室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時43分再開

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第4回立川市教育委員会定例会は、令和5年2月24日金曜日、午後1時30分から210会議室で開催いたします。

これもちまして、令和5年第3回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時58分

署名委員

.....

教育長